

2012年4月1日

## エコマーク商品類型 No.145「プロジェクタ Version1.1」認定基準の 改定について

財団法人日本環境協会  
エコマーク事務局

### 1. 改定の経緯

RoHS 指令は 2011 年 7 月に改正され、ANNEX（付属書）の内容等が変更となり、現状では、JIS C 0950: 2008 と完全に一致しなくなっている。エコマーク No.145「プロジェクタ Version1.0」認定基準では、JIS C0950 を引用していたが、もともとは RoHS 指令と整合を図るために設定された基準であるため、改正 RoHS 指令に準拠していることが明確になるように記述の修正を行う。なお、2012 年 1 月 15 日付制定のエコマーク商品類型 No.149「BD/DVD レコーダー・プレイヤーVersion1.0」においては既に今回の改定案と同じ記述内容となっている。

### 2. 改定箇所（\*下線部を追加、見え消し部を削除）

#### 4. 認定の基準と証明方法

##### 4-1-3 有害化学物質

- (9) 製品における鉛・水銀・カドミウムおよびそれらの化合物、六価クロム化合物の含有率が、改正 RoHS 指令(2011/65/EU)の ANNEX II の基準値以下（表 4）であることを確認していること。ただし、ANNEX III に指定されているものは除く。~~JIS C 0950: 2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の付属書 A の表 A.1（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質および含有率基準値）の基準値以下（表 4）であり、基準値を超える含有が許容される項目については、上記 JIS の付属書 B に準ずるものであること。なお、その他付属品等の扱いについては JIS C 0950: 2008 に準ずるものとする。~~

また、多臭化ビフェニール（PBB）、多臭化ジフェニルエーテル（PBDE）または短鎖塩素化パラフィン（鎖状 C 数が 10-13、含有塩素濃度が 50%以上）の難燃剤を添加していないこと。

#### 【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また確認方法を記載すること。

表 4 含有率基準値

物質の名称	含有率 [wt%]
鉛及びその化合物	$\leq 0.1$
水銀及びその化合物	$\leq 0.1$
カドミウム及びその化合物	$\leq 0.01$
六価クロム化合物	$\leq 0.1$

※含有率は均質物質（全体的に一樣な組成で機械的に分離できる最小単位）における含有割合を指す。

表 4 特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質および含有率基準値

物質の名称	含有率 [wt%]
鉛及びその化合物	0.1
水銀及びその化合物	0.1
カドミウム及びその化合物	0.01
六価クロム化合物	0.1

※wt%は、製品重量を基準とした含有率。製品重量が 1kg の場合、0.1wt%は 1g

3. 改定日： 2012年4月1日

以上